

タイトル	高額医療合算介護サービス費の重複支給について
いつ 実施日時・工期	令和4年5月30日振込・6月2日発覚
どこで 会場・開催地等	
だれが 主催者・関係者	市の職員による重複支給
なにを 事業内容など	後期高齢者医療制度と国民健康保険制度については、国民健康保険連合会を通じて情報を取得し、高額医療合算介護サービス費の支給事務を行っている。
なぜ 目的・理由	事務処理において、国民健康保険制度分は別伝票で支給処理を行ったにもかかわらず、システムからの抽出誤りにより後期高齢者医療制度の支給者の中に国民健康保険加入者が含まれてしまった。
どうした 経緯・経過	国民健康保険制度加入者14名について重複支給を行った
金額	重複支給金額 872,867円

<p>そ の 他</p>	<p>現在、該当者14名について、今回のお詫びと返金のお願いのため連絡を取ったところ、全員と連絡がつき、全員からご理解をいただき対応中である。</p> <p>※介護保険においては、要介護被保険者の介護サービス利用負担額及び各健康保険医療法の一部負担金の合算額が一定額より高額である場合には、高額医療合算介護サービス費について、年に1回、支給を行っている。</p>
<p>問い合わせ先 担 当 課</p>	<p>課 名 長寿あんしん課 氏 名 田中・川口・浅井 電 話 048-424-9125</p>